その他の団体受託収入	△	478,650,599									△	478,650,599
寄附金収益	△	17,091,707									△	17,091,707
資産見返寄附金戻入	△	98,777,992									△	98,777,992
財務収益	△	89,770,046	△	33,526,753			△	2,138,484	△	17,032,871	△	142,468,154
雑益	△	295,988,672	△	5,982,481					△	5,130,000	△	307,101,153
臨時利益	△	2,190,102,891			△	7,104,000					△	2,197,206,891
業務費用合計		30,727,543,115	△	17,761,996	△	69,183,974		1,967,815	△	2,037,103	0	30,640,527,857
Ⅱ　損益外減価償却等相当額		3,105,921,882										3,105,921,882
Ⅲ　損益外減損損失相当額		99,686,145										99,686,145
Ⅳ　損益外利息費用相当額		2,972,701										2,972,701
Ⅴ　損益外除売却差額相当額		3,940,799										3,940,799
Ⅵ　引当外賞与見積額	△	18,879,035									△	18,879,035
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額	△	91,393,167									△	91,393,167
Ⅷ　機会費用												
国有財産等無償使用の機会費用		2,409,041,137										2,409,041,137
政府出資等の機会費用		432,004,043		345,917,600				18,928,000		21,835,812		818,685,455
機会費用計		2,841,045,180		345,917,600		0		18,928,000		21,835,812	0	3,227,726,592
Ⅸ　（控除）法人税等及び国庫納付額	△	20,654,453	△	41,621	△	5,319	△	344	△	11,807	△	20,713,544
Ⅹ　行政サービス実施コスト		36,650,183,167		328,113,983	△	69,189,293		20,895,471		19,786,902	0	36,949,790,230

（法人単位）

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

運営費交付金と業務との対応関係の明確化及び業務の数値化が極めて困難であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用せず、費用進行基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	14年～50年
構築物	７年～60年
機械装置	４年～７年
車両運搬具	４年～６年
工具器具備品	３年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年～５年）に基づいて償却しております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされる部分を除く賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

⑶　退職給付引当金

退職一時金について運営費交付金により財源措置がなされる部分を除く当期末要支給額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して計算しております。

⑷　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先事業者の財政状態等を勘案した損失負担見込額を計上しております。

4．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合には、持分相当額）によっております。

⑶　その他有価証券

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合出資金については、投資事業組合の直近の期末財務諸表に基づき当機構の持分割合に応じて純額方式により計上しております。